

事業年報概要

I. 総括

平成 21 年度の医療保険制度の状況について、船員保険を中心に概観する。

船員保険制度は、船員を対象とした総合的な社会保険制度として、国を保険者として運営されてきた。しかしながら、被保険者数の減少等による職務上年金部門の単年度収支の赤字が続くなど、構造的な問題を抱える状況になっていたこともあり、平成 19 年の法律改正により、平成 22 年 1 月から、これまで船員保険で実施してきた職務上疾病・年金部門及び失業部門はそれぞれ、労災保険及び雇用保険に統合され、新しい船員保険制度は、職務外疾病部門と ILO 条約や船員法に則った独自給付、職務上上乗せ給付を行う制度として、全国健康保険協会を保険者とし運営することとなった。

なお、平成 21 年度における医療保険制度の改正としては、平成 21 年 4 月に、70 歳以上の一般の者の自己負担割合の軽減特例措置（1 割負担の据置き）が平成 22 年 3 月まで延長となった。平成 21 年 9 月末に、出産育児一時金の受取代理制度が廃止となり、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの暫定措置として出産育児一時金の直接支払制度が導入され、同じく平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの暫定措置として出産育児一時金の給付額が産科医療補償制度に加入している医療機関等の場合は、1 児につき 38 万円から 42 万円に、産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は、1 児につき 35 万円から 39 万円に引き上げられた。

1. 加入者数

平成 21 年度末現在の医療保障適用状況をみたものが表 1 である。加入者数は、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」と略す。）が 3,482 万 8 千人（総人口の 27.3%）、組合管掌健康保険（以下「組合健保」と略す。）が 2,995 万 1 千人（同 23.5%）、国民健康保険（以下「国保」と略す。）が 3,910 万 3 千人（同 30.7%）であり、この 3 制度で大半を占めている。また、船員保険は 14 万 1 千人（同 0.1%）であり、共済組合は 911 万 8 千人（同 7.2%）である。

表 1 医療保障適用状況（平成 21 年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	127,445	100.0
協会けんぽ	19,517	15,311	34,828	27.3
法第 3 条第 2 項	11	6	17	0.0
組合健保	15,722	14,228	29,951	23.5
船員保険	61	80	141	0.1
共済組合	4,465	4,653	9,118	7.2
国保	39,103	・	39,103	30.7
後期高齢者医療 生活保護法適用者	13,894	・	13,894	10.9
	・	・	1,866	1.5

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成22年4月1日現在（確定値）による。

2. 生活保護法適用者は、「福祉行政報告例（平成22年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。

制度別に加入者数の推移をみたものが、表2である。協会けんぽは、平成16年度から平成19年度までは増加しており、平成20年度は、75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75歳以上の被保険者の75歳未満の被扶養者が国保の被保険者となったことなどから減少したが、平成21年度は増加している。船員保険は毎年減少を続けているが、減少傾向は小さくなりつつある。なお、平成20年度については協会けんぽ同様、後期高齢者医療制度の施行に伴う異動があったことに留意が必要である。

表2 制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
11	37,321	51	32,115	244	10,091	46,581	・
12	36,758	47	31,677	228	10,013	47,628	・
13	36,299	41	31,018	212	9,937	48,953	・
14	35,851	34	30,568	198	9,790	50,297	・
15	35,522	31	30,144	185	9,739	51,236	・
16	35,616	28	29,990	174	9,711	51,579	・
17	35,650	25	30,119	168	9,587	51,627	・
18	35,938	22	30,474	161	9,437	51,268	・
19	36,294	18	30,860	157	9,373	50,724	・
20	34,705	17	30,337	144	9,023	39,492	13,458
21	34,828	17	29,951	141	9,118	39,103	13,894

注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 被保険者数

制度別に被保険者数の推移をみたものが、表3である。協会けんぽは、平成14年度以降は増加していたが、平成20年度は減少し、平成21年度には増加している。組合健保は、平成16年度以降は増加していたが、平成21年度は減少している。船員保険は、毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつある。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.01%の減少、組合健保は0.2%の増加、船員保険は3.7%の減少となっている。

表3 被用者保険の制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
11	19,527	34	15,394	89	4,522	39,566
12	19,451	31	15,182	84	4,494	39,242
13	19,124	28	14,936	78	4,474	38,641
14	18,812	22	14,790	73	4,434	38,132
15	18,815	19	14,655	69	4,431	37,991
16	18,931	17	14,787	66	4,449	38,250
17	19,156	15	15,054	65	4,424	38,715
18	19,501	13	15,456	63	4,399	39,434
19	19,807	11	15,871	63	4,397	40,149
20	19,496	11	15,906	62	4,394	39,868
21	19,517	11	15,722	61	4,465	39,777

注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3. 標準報酬月額

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、表4である。平成21年度末の協会けんぽは27万7千円、組合健保は35万9千円、船員保険は39万1千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは3.0%の減少、組合健保は3.2%の減少、船員保険は0.9%の減少となっている。協会けんぽ、組合健保、船員保険の標準報酬月額の平均の対前年度増加率の推移をみたものが、図1である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成18年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めに推移している。

過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.5%の減少、組合健保は0.3%の減少、船員保険は0.4%の増加となっている。

なお、平成15年度における船員保険の伸び率の増加は総報酬制の導入に伴い、漁船に乗り組む被保険者の歩合給部分（賞与相当）を算定対象としたことにより、これらの被保険者の標準報酬月額が大幅に上昇した影響によるものである。

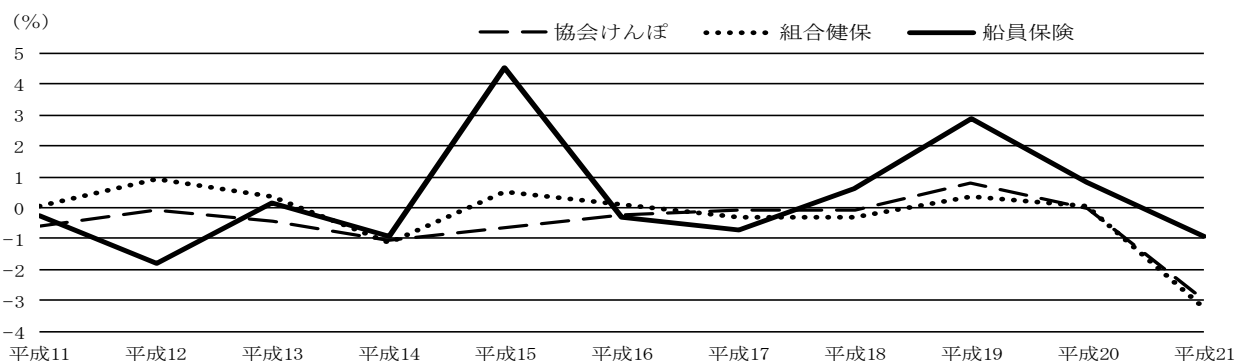
表4 制度別標準報酬月額の平均と対前年度伸び率（年度末現在）

年度	協会けんぽ 円	法第3条第2項 (日額) 円	組合健保 円	船員保険 円	共済組合 円	国保 千円	後期高齢者医療 千円
11	290,719	12,754	369,209	374,737	441,284	2,088	・
12	290,472	12,928	372,650	368,028	435,349	1,975	・
13	289,250	12,807	373,956	368,645	439,301	1,909	・
14	286,186	12,746	369,726	365,140	434,960	1,764	・
15	284,274	12,360	371,556	381,630	430,901	1,701	・
16	283,624	12,348	371,872	380,463	430,139	1,650	・
17	283,466	12,577	370,811	377,765	430,792	1,687	・
18	283,218	12,721	369,609	380,146	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	371,037	391,050	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	371,304	394,179	418,779	1,680	887
21	276,892	12,819	359,340	390,620	425,882	1,580	842
	%	%	%	%	%	%	%
12	△ 0.1	1.4	0.9	△ 1.8	△ 1.3	△ 5.4	・
13	△ 0.4	△ 0.9	0.4	0.2	0.9	△ 3.3	・
14	△ 1.1	△ 0.5	△ 1.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 7.6	・
15	△ 0.7	△ 3.0	0.5	4.5	△ 0.9	△ 3.6	・
16	△ 0.2	△ 0.1	0.1	△ 0.3	△ 0.2	△ 3.0	・
17	△ 0.1	1.9	△ 0.3	△ 0.7	0.2	2.2	・
18	△ 0.1	1.1	△ 0.3	0.6	△ 0.9	△ 1.2	・
19	0.8	3.6	0.4	2.9	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.1	0.8	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.8	△ 3.2	△ 0.9	1.7	△ 6.0	△ 5.1
10年平均	△ 0.5	0.1	△ 0.3	0.4	△ 0.4	△ 2.7	—

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。

図1 標準報酬月額の平均の対前年度増加率の推移（年度末現在）



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

4. 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、表5である。協会けんぽは、平成9年度以降、健康保険法の改正、医療費改定の影響や加入者数の減少等により減少傾向にあったが、平成16年度からは加入者数の増加等により増加している。国保は大幅な増加傾向となっている。なお、平成12年度の後期高齢者医療（老人保健）の減少は介護保険制度導入の影響によるものである。船員保険の医療費総額は加入者数の減少等により減少傾向にあったが、加入者1人当たり医療費の増加等により平成19年度からは増加に転じた。平成21年度は減少となったが、これは、平成22年1月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、表6である。平成21年度の協会けんぽは15万2千円、組合健保は13万3千円、船員保険は18万3千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは2.4%の増加、組合健保は2.6%の増加、船員保険は1.4%の増加となっている。協会けんぽ、組合健保、船員保険の加入者1人当たり医療費の対前年度増加率の推移をみたものが、図2である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成17年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めに推移していたが、平成21年度は船員保険の方が低くなっている。これは、平成22年1月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは1.0%の増加、組合健保は1.4%の増加、船員保険は1.4%の増加となっている。

表5 制度別医療費総額の対前年度増加率の推移（4月～翌3月）

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
11	48,661	87	36,470	370	11,694	73,499	118,935	289,717
12	48,645	80	36,519	347	11,839	75,437	110,943	283,810
13	48,912	74	36,822	327	11,970	77,574	116,993	292,674
14	47,330	60	36,052	296	11,815	77,805	116,924	290,283
15	46,289	43	35,488	277	11,816	84,735	117,007	295,656
16	47,127	40	35,906	264	11,790	90,278	115,731	301,136
17	48,450	38	36,759	264	12,222	96,946	116,227	310,905
18	48,941	34	37,189	256	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	38,412	262	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	39,519	263	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	40,162	259	12,580	110,787	120,869	337,511

注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 共済組合は、2月～翌年1月である。

3. 後期高齢者医療の平成20年4月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

4. 制度改正により平成22年1月以降において、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の医療費については平成20年度以前と平成21年度とは単純に比較できないことに留意が必要である。

表6 制度別加入者1人当たり医療費の推移(4月~翌3月)

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
11	137,345	170,641	115,844	159,666	121,362	207,330	835,619
12	138,414	177,783	117,784	160,324	123,651	210,161	748,032
13	140,945	183,887	120,614	161,584	126,194	213,425	756,937
14	138,344	174,801	120,213	157,419	126,262	209,559	734,111
15	136,382	145,323	120,108	157,975	126,697	219,340	758,466
16	138,402	145,533	122,200	160,047	126,953	228,008	782,867
17	141,570	150,950	124,790	164,910	132,320	241,318	823,032
18	141,797	154,025	124,753	166,297	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	127,137	174,749	134,448	263,592	871,115
20	148,216	141,415	129,749	180,138	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	133,137	182,580	139,622	280,339	885,340
	%	%	%	%	%	%	%
12	0.8	4.2	1.7	0.4	1.9	1.4	△ 10.5
13	1.8	3.4	2.4	0.8	2.1	1.6	1.2
14	△ 1.8	△ 4.9	△ 0.3	△ 2.6	0.1	△ 1.8	△ 3.0
15	△ 1.4	△ 16.9	△ 0.1	0.4	0.3	4.7	3.3
16	1.5	0.1	1.7	1.3	0.2	4.0	3.2
17	2.3	3.7	2.1	3.0	4.2	5.8	5.1
18	0.2	2.0	△ 0.0	0.8	0.0	2.8	1.2
19	2.2	△ 3.6	1.9	5.1	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.1	3.1	2.0	3.3	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	2.6	1.4	1.8	2.9	2.4
10年平均	1.0	△ 3.0	1.4	1.4	1.4	3.1	0.6

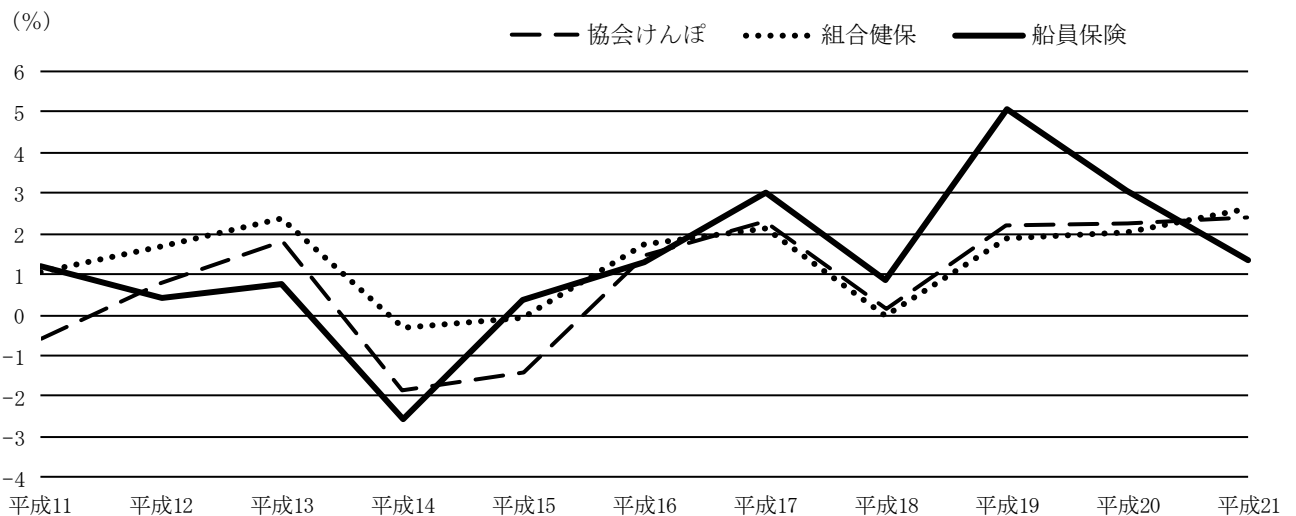
注1. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

2. 共済組合は、2月~翌年1月である。

3. 後期高齢者医療の平成20年4月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

4. 制度改正により平成22年1月以降において、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付(労災保険相当分)は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の加入者1人当たり医療費については平成20年度以前と平成21年度とは単純に比較できないことに留意が必要である。

図2 制度別加入者1人当たり医療費の対前年度増加率の推移



注. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

II. 船員保険

1. 適用状況

平成21年度末現在の船舶所有者数は6,066であり、前年度末に比べて89(1.4%)減少となっている。被保険者数は60,848人であり、前年度末に比べて1,020人(1.6%)減少となっている。(図3)

強制被保険者数は56,698人であり、前年度末に比べて1,497人(2.6%)減少となっており、その内訳を船舶種別で見ると、汽船等は38,820人で前年度末に比べ2.8%の減少、漁船(い)は1,287人で前年度末に比べ0.9%の増加、漁船(ろ)は16,591人で前年度末に比べ2.2%の減少となっている。また、疾病任意継続被保険者数は4,150人で前年度末に比べ13.0%の増加となっている。

被扶養者数は79,663人であり、前年度末に比べ2,603人(3.2%)減少し、扶養率は1.314となっている。

強制被保険者の標準報酬月額別の平均は395,175円であり、前年度末に比べ0.9%の減少となっている。強制被保険者について標準報酬月額別の分布をみると、第27級(41万円)が7.6%で最も多く、上限の第47級(121万円)の割合は1.1%となっている。(図4)

加入者の平均年齢(平成21年3月末現在)は、被保険者が47.7歳、被扶養者が31.0歳となっている。(図5、図6)

図3 船舶所有者数及び被保険者数の推移

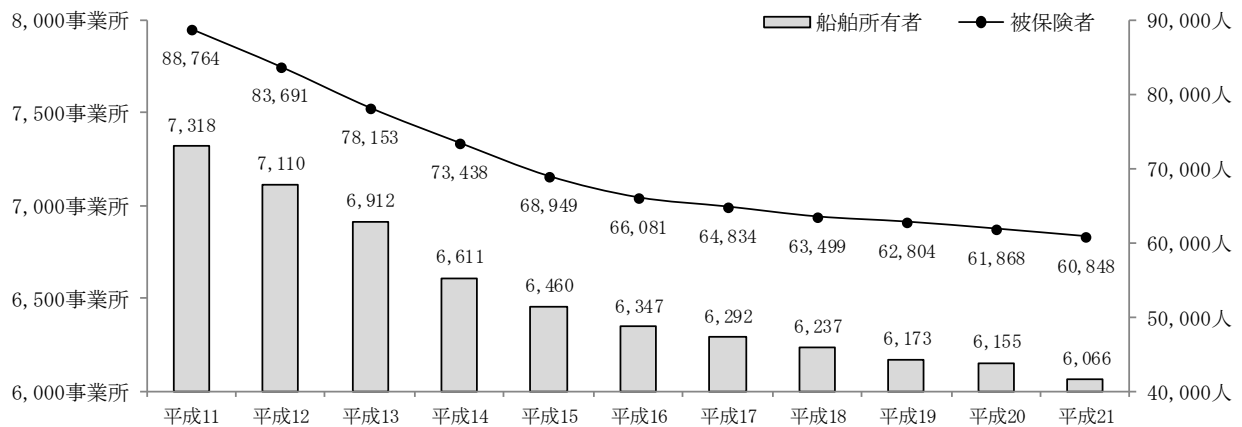
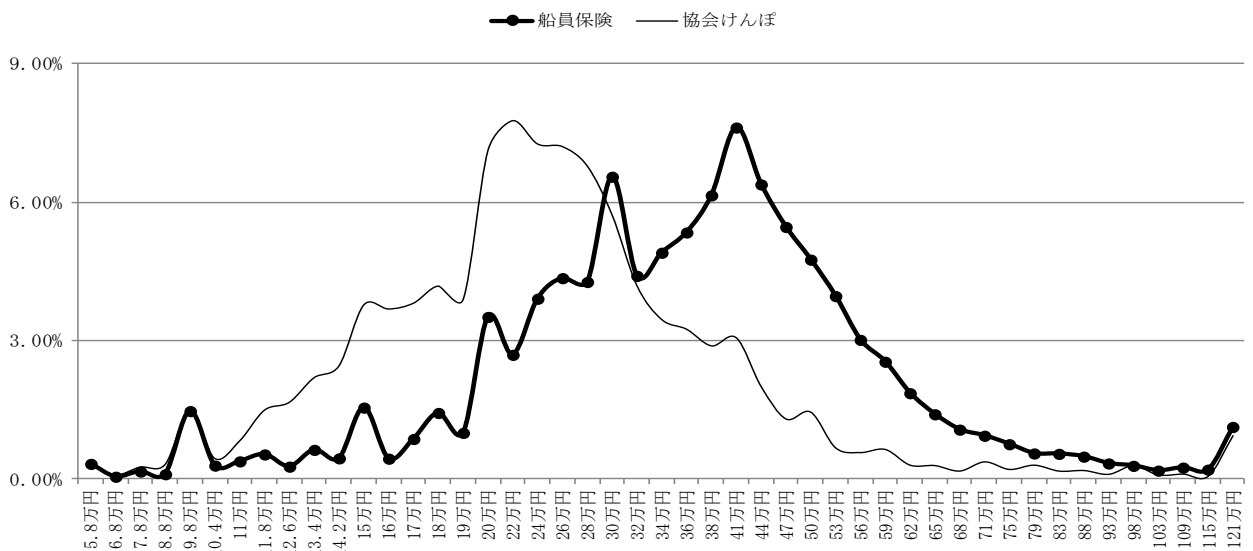
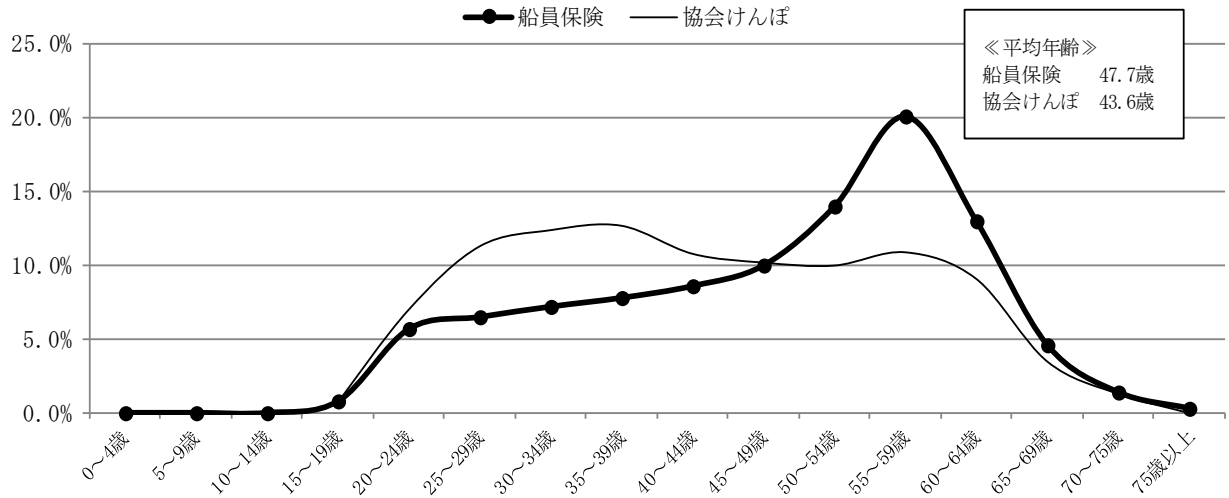


図4 船員保険の標準報酬月額別被保険者の構成割合(平成21年度末)



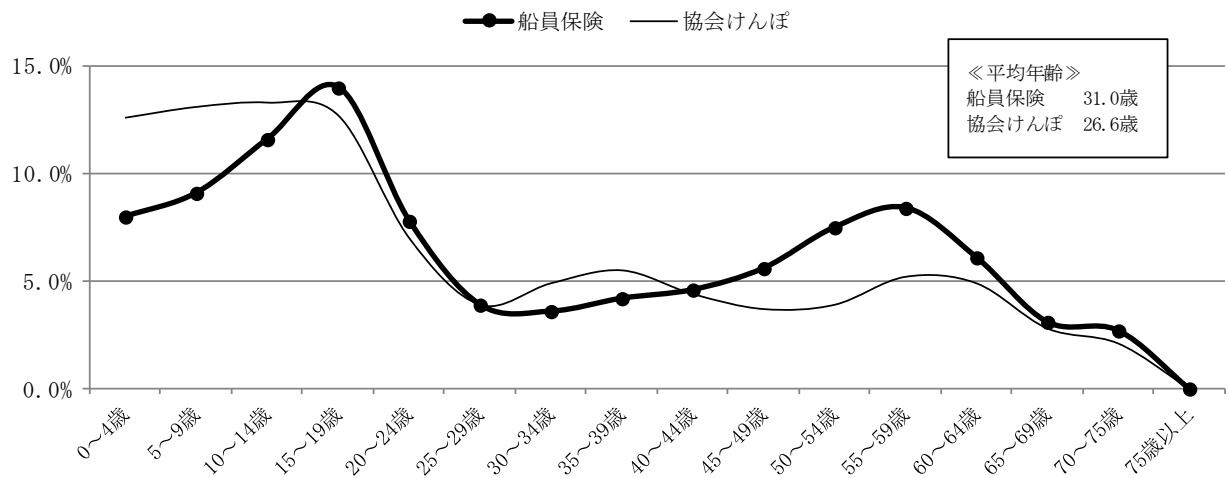
注. 船員保険は疾病任意継続被保険者を除いている。

図5 被保険者の年齢階級別構成割合（平成21年度末）



注. 協会けんぽは平成21年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

図6 被扶養者の年齢階級別構成割合（平成21年度末）



注. 協会けんぽは平成21年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

2. 医療費の状況

平成21年度の医療費は259億円であり、前年度に比べ1.2%の減少、加入者1人当たり医療費は182,580円であり、前年度と比べ1.4%の増加となっているが、制度改正により平成22年1月以降においては、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになったことから、平成21年度は前年度と単純に比較できないことに留意が必要である。

平成21年度の医療費の内訳が表7-1である。入院は89億円（全体の34.2%）、入院外は94億円（同36.4%）、歯科は26億円（同9.9%）、薬剤支給は43億円（同16.4%）となっている。

表7-1 船員保険の医療費の状況（平成21年度）

（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	4,406	3,739	667	59	8,870	34.2%
入院外	3,530	5,270	580	63	9,442	36.4%
歯科	1,227	1,263	70	10	2,570	9.9%
薬剤支給	1,747	2,173	306	33	4,259	16.4%
入院時食事療養費・生活療養費	209	198	40	2	449	1.7%
訪問看護療養費	3	21	2	—	26	0.1%
療養費	169	142			312	1.2%
移送費	11	0			11	0.0%
合計	11,302	12,806	1,665	166	25,940	100.0%

注1. 制度改正により平成22年1月以降において、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになっている。

2. 高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている（図表7-2についても同様）。

《参考》 表7-2 船員保険の医療費の状況（平成22年1月～平成22年3月）

[全体]

（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	1,071	980	133	14	2,197	34.8%
入院外	883	1,276	128	15	2,302	36.5%
歯科	301	306	16	3	625	9.9%
薬剤支給	440	548	69	8	1,065	16.9%
入院時食事療養費・生活療養費	50	49	8	0	108	1.7%
訪問看護療養費	1	5	1	—	6	0.1%
療養費	4	1			5	0.1%
移送費	3	—			3	0.1%
合計	2,752	3,165	356	39	6,312	100.0%

注. 下船後の療養補償及び経過的職務上給付の医療費は被保険者に含まれている。

[内訳①：職務外給付]

（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	564	980	133	14	1,690	30.2%
入院外	746	1,276	128	15	2,165	38.8%
歯科	290	306	16	3	615	11.0%
薬剤支給	399	548	69	8	1,024	18.3%
入院時食事療養費・生活療養費	24	49	8	0	83	1.5%
訪問看護療養費	0	5	1	—	6	0.1%
療養費	0	1			2	0.0%
移送費	3	—			3	0.1%
合計	2,027	3,165	356	39	5,587	100.0%

[内訳②：下船後の療養補償]

（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	402				402	71.6%
入院外	101				101	18.0%
歯科	11				11	1.9%
薬剤支給	28				28	5.0%
入院時食事療養費・生活療養費	17				17	3.0%
訪問看護療養費	0				0	0.1%
療養費	2				2	0.4%
移送費	—				—	—
合計	561				561	100.0%

[内訳③：経過的職務上給付]

（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	合計	割合
入院	106				106	64.4%
入院外	36				36	21.7%
歯科	0				0	0.0%
薬剤支給	13				13	7.9%
入院時食事療養費・生活療養費	9				9	5.4%
訪問看護療養費	—				—	—
療養費	1				1	0.6%
移送費	—				—	—
合計	165				165	100.0%

3. 保険給付の状況

(1) 疾病給付

平成21年度の疾病給付費は249億円であり、前年度と比べ1.6%の減少となっているが、制度改正により平成22年1月以降においては、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付(労災保険相当分)は労災保険から支給されるようになったことから、平成21年度は前年度と単純に比較できないことに留意が必要である。

疾病給付費の内訳が表8である。医療給付費は205億円(疾病給付費の82.7%)であり、うち診療費部分は167億円で医療給付費の81.3%を占めている。その他の現金給付費は43億円(同17.3%)であり、うち傷病手当金は37億円でその他の現金給付費の85.8%を占めている。

加入者1人あたりで見ると、疾病給付費は174,912円、医療給付費は144,632円、その他の現金給付費は30,284円となっている。

表8-1 船員保険の疾病給付費の状況(平成21年度)

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	9,203	9,750	1,429	134	32	—	20,548	82.7%
入院	4,031	3,083	618	53			7,784	31.3%
入院外	2,661	3,903	480	49			7,092	28.5%
歯科	874	895	57	7			1,833	7.4%
薬剤支給	1,273	1,558	247	23			3,103	12.5%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	170	119	25	2			316	1.3%
訪問看護療養費	3	15	2	—			19	0.1%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	—	0					0	0.0%
療養費	128	102					229	0.9%
移送費	11	0					11	0.0%
高額療養費	53	75			32		160	0.6%
その他の現金給付費	3,856	446					4,303	17.3%
傷病手当金	3,691						3,691	14.9%
休業手当金	—						—	—
葬祭料	160	77					236	1.0%
出産育児一時金	2	370					372	1.5%
出産手当金	4						4	0.0%
合計	13,059	10,196	1,429	134	32	—	24,851	100.0%

注1. 制度改正により平成22年1月以降において、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付(労災保険相当分)は労災保険から支給されるようになっている。

2. 高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている(図表8-2についても同様)。

《参考》 表8-2 船員保険の疾病給付費の状況（平成22年1月～平成22年3月）

[全体]	(単位:百万円)							
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	2,225	2,424	301	31	3	-	4,983	82.0%
入院	973	814	122	12			1,921	31.6%
入院外	662	950	105	11			1,728	28.4%
歯科	214	217	13	2			446	7.3%
薬剤支給	320	393	56	5			774	12.7%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	40	30	5	0			75	1.2%
訪問看護療養費	1	3	1	-			5	0.1%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	-	-					-	-
療養費	9	10					19	0.3%
移送費	3	-					3	0.1%
高額療養費	4	6			3		13	0.2%
その他の現金給付費	966	131					1,097	18.0%
傷病手当金	927						927	15.3%
休業手当金	-						-	-
葬祭料	37	17					54	0.9%
出産育児一時金	-	114					114	1.9%
出産手当金	1						1	0.0%
合計	3,190	2,555	301	31	3	-	6,080	100.0%

注. 下船後の療養補償及び経過的職務上給付は被保険者に含まれている。

[内訳①:職務外給付]	(単位:百万円)							
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	1,499	2,424	301	31	3	-	4,258	70.0%
入院	465	814	122	12			1,413	23.2%
入院外	525	950	105	11			1,591	26.2%
歯科	203	217	13	2			-	-
薬剤支給	279	393	56	5			733	12.1%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	15	30	5	0			49	0.8%
訪問看護療養費	0	3	1	-			4	0.1%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給)	-	-					-	-
療養費	5	10					15	0.2%
移送費	3	-					3	0.1%
高額療養費	4	6			3		13	0.2%
その他の現金給付費	443	131					574	9.4%
傷病手当金	410						410	6.7%
葬祭料	32	17					49	0.8%
出産育児一時金	-	114					114	1.9%
出産手当金	1						1	0.0%
合計	1,941	2,555	301	31	3	-	4,831	79.5%

[内訳②:下船後の療養補償・職務上乗せ給付]	(単位:百万円)							
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	561						561	9.2%
入院	402						402	6.6%
入院外	101						101	1.7%
歯科	11						-	-
薬剤支給	28						28	0.5%
入院時食事療養費・生活療養費	17						17	0.3%
訪問看護療養費	0						0	0.0%
療養費	3						3	0.0%
移送費	-						-	-
その他の現金給付費								
休業手当金	-						-	-
合計	561						561	9.2%

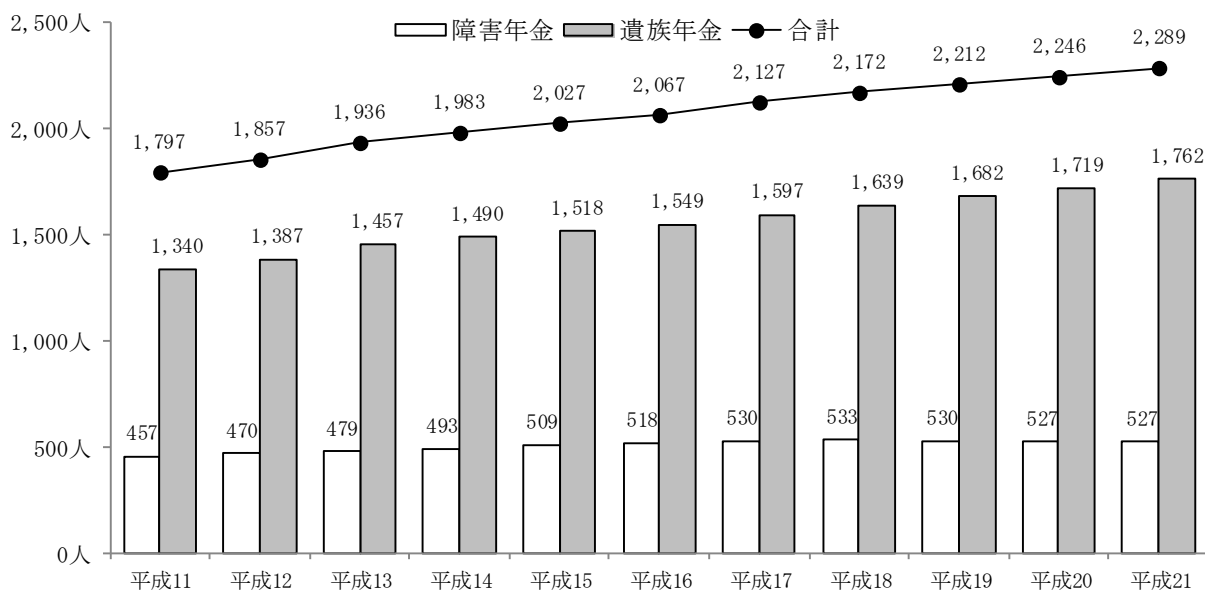
[内訳③:経過的職務上給付]	(単位:百万円)							
	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢一定	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	165						165	2.7%
入院	106						106	1.7%
入院外	36						36	0.6%
歯科	0						0	0.0%
薬剤支給	13						13	0.2%
入院時食事療養費・生活療養費	9						9	0.1%
訪問看護療養費	-						-	-
療養費	1						1	0.0%
移送費	-						-	-
その他の現金給付費	523						523	8.6%
傷病手当金	518						518	8.5%
葬祭料	5						5	0.1%
合計	688						688	11.3%

(2) 年金等給付

平成 21 年度末における新法職務上年金の受給権者は 2,289 人であり、前年度末に比べて 43 人(1.9%)増加となっている。そのうち、障害年金受給権者数は 527 人で前年度末と同数、遺族年金受給権者は 1,762 人で前年度末と比べて 43 人(2.5%)増加となっている。

また、平成 21 年度末における新法職務上年金受給権者の年金総額は 4,806 百万円であり、前年度末に比べて 93 百万円(2.0%)増加となっている。そのうち、障害年金受給権者の年金総額は 1,136 百万円で前年度末と比べて 3 百万円(0.2%)減少、遺族年金受給権者の年金総額は 3,670 百万円で前年度末と比べて 95 百万円(2.7%)増加となっている。

図 6 年金受給権者数の推移（新法職務上年金）



注. 新法職務上年金とは、経過的職務上給付として新法に基づき全国健康保険協会が支給する職務上年金をいう。